

# 鹿児島市では

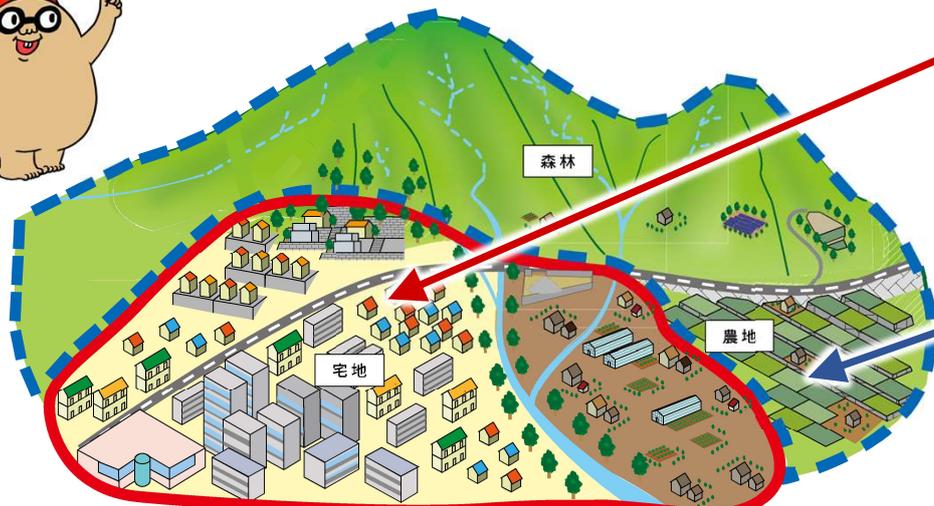
## 令和7年4月1日(予定)から

# 盛土規制法の運用が始まります。



### 規制区域の種類

鹿児島市は、「市内全域」を次の2種類の規制区域のいずれかに指定する予定です。  
 (※規制区域の候補区域については、市ホームページで公表しています。)



#### 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落,その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

#### 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

出典：国土交通省・農林水産省・林野庁「盛土規制法パンフレット(一般用)」を一部改変

マグマシティPRキャラクター  
マグマニオン



### 許可・届出対象となる盛土等の規模

		宅地造成等工事規制区域内で 許可 が必要なもの				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが <b>1m超</b> の崖を生ずるもの	要件 ②切土で高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの	要件 ③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>2m超</b> の崖を生ずるもの(①,②を除く)	要件 ④盛土で高さが <b>2m超</b> となるもの(①,③を除く)	要件 ⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>500㎡超</b> となるもの(①~④を除く)
	イメージ図					
土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>2m超</b> かつ面積が <b>300㎡超</b> となるもの		⑦最大時に堆積する面積が <b>500㎡超</b> となるもの		
	イメージ図					

		特定盛土等規制区域で 許可 または 届出 が必要なもの				
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが <b>2m超 1m超</b> の崖を生ずるもの	要件 ②切土で高さが <b>5m超 2m超</b> の崖を生ずるもの	要件 ③盛土と切土を同時に行い、高さが <b>5m超 2m超</b> の崖を生ずるもの(①,②を除く)	要件 ④盛土で高さが <b>5m超 2m超</b> となるもの(①,③を除く)	要件 ⑤盛土又は切土をする土地の面積が <b>3,000㎡超 500㎡超</b> となるもの(①~④を除く)
	イメージ図					
土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが <b>5m超 2m超</b> かつ面積が <b>1,500㎡超 300㎡超</b> となるもの		⑦最大時に堆積する面積が <b>3,000㎡超 500㎡超</b> となるもの		
	イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

裏面の「注意事項」などもご覧ください。